

京都市告示第293号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
深草歩5号線	伏見区深草稲荷鳥居前町3番地の1地先から 同区深草直違橋十一丁目121番地地先まで	メートル 58.30	メートル 3.70 ~ 9.10

(建設局土木管理部道路明示課)